

令和7年度第5回嘉麻市政治倫理審査会議事録

1. 審議会の名称 令和7年度第5回嘉麻市政治倫理審査会
2. 開催日時 令和7年8月6日（水）10時～10時30分
3. 開催場所 嘉麻市役所本庁舎5階 5A会議室
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
6. 出席者

【出席者】

（委員）横手委員・斎藤委員・平尾委員・櫛委員・原田委員

（執行機関）総務課長 大村・総務課長補佐 手島・総務係 平川

7. 傍聴人数（会議を公開とした場合のみ） 0名

8. 議題及び審議の内容

【議題】

- ① 第4回政治倫理審査会議事録について
- ② 意見書の最終確認
- ③ 答申

【審議の内容】

- ① 第4回政治倫理審査会議事録について

第4回政治倫理審査会議事録の内容については修正なし

- ② 意見書の最終確認

（事務局）前回の委員からの意見を受け、以下の点を修正しました。

- ・ 2ページ「合計預貯金額が30万円以下」
→「合計預貯金額として30万円以下」
- ・ 3ページ「報告書も依然として、見受けられました。」
→「報告書も、依然として見受けられました。」
「11点について」
→「12点について」
- ・ 5ページ「相続する予定のある土地と建物」
→「遺産相続・分割があり、登記が未了の土地と建物」
- ・ 6ページ追加

「12 現行条項の項目にはありませんが、複数の水道使用料がある場合、備考に場所を記載していただくことを要望します。」

（委員）5ページの文言について、「遺産相続・分割があり、登記が未了の土地と建物がある場合は、記載していただくことを要望します。」を「実際に使用収益している遺産物件、または遺産分割協議により取得予定の遺産物件がある場合は、取得予定の持分割合を付して記載していただくことを要望します。」に変えたらいかがだろうか。

（委員）使用収益していないものは記載しなくてよいということか。

(委員) 使用収益していない物件も全部記載してほしいところだが、遺産物件として把握しておらず、後になって発覚した物件が記載漏れ扱いになるのは適当ではないかと思う。

(委員) 相続物件はあるが、誰が相続するか未定の物件は記載しなくてよいのか。

(委員) 相続予定と決まっていないものは、記載しなくてよいと考えていた。指摘のとおり、それだと対象物件が狭まってしまうので、「取得予定の遺産物件」は「取得する可能性のある遺産物件」に、「取得予定の持分割合」は「法定相続割合」に変更する。

その他の修正はなし。

③ 答申

市長に答申を行った

9. 配布資料

○会議次第

○第4回政治倫理審査会議事録

○令和7年度政治倫理審査会意見書(案)

○令和7年度政治倫理審査会意見書(案)新旧対照表

○意見書資料1・2

○令和7年度資産等報告書公開一覧表(令和6年分)